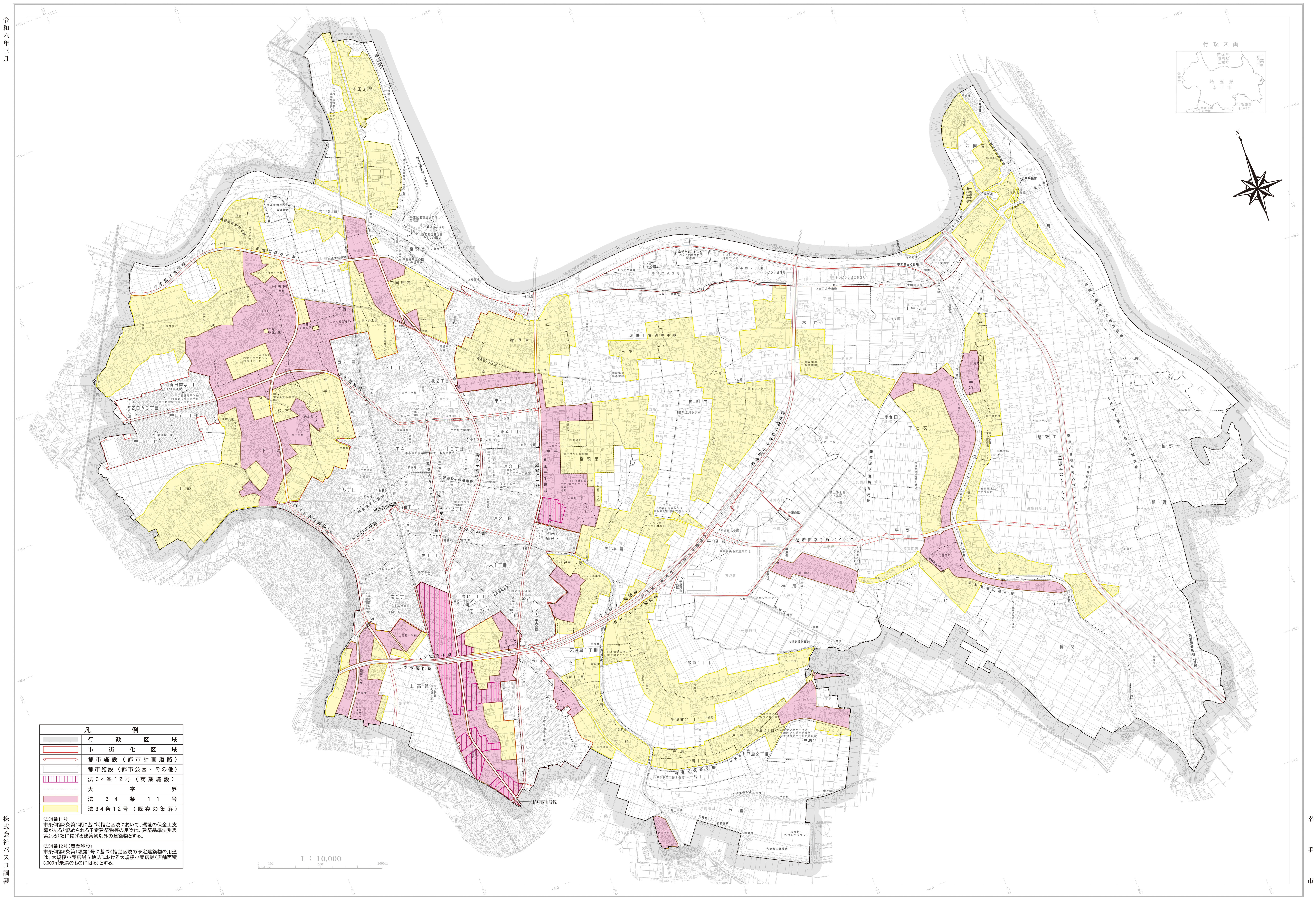


幸 手 市 区 域 指 定 図

令和六年三月



株式会社バスコ調製

幸手市

1.令和3年12月撮影
2.令和4年11月現地調査



(1) この地図は、令和5年3月現在の幸手市編入後、500分の1地形図を縮小縮小したものである。
(2) この地図は、公衆利用、著作権、金銭的、精神的損害を被ることを、
縮小し、0.000分の1地形図を使用して作成したものである。

市条例第3条第1項に基づく指定区域(法34条11号)
市条例第5条第1項第1号に基づく指定区域(法34条12号 商業施設)
市条例第5条第2項に基づく指定区域(法34条12号 既存の集落)